

公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」
の一部改正について

平成 26 年 3 月 26 日付け中運局公示第 167 号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和 7 年 9 月 26 日

中部運輸局長 中村 広樹

記

1. 別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則

本公示は、令和 7 年 9 月 26 日以降に届け出るものから適用する。

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正

(平成26年3月26日付け中運局公示第167号)(新旧対照表)

新	旧
中運局公示第167号 公 示 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年3月26日 中部運輸局長 野俣 光孝 記 1～4 (略) 附則 <u>1. この公示は、令和7年9月26日から適用する。</u> <u>2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、</u> <u>契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用すること</u> <u>ができる。</u>	中運局公示第167号 公 示 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年3月26日 中部運輸局長 野俣 光孝 記 1～4 (略) <u>(新設)</u>

3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

別紙 1

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない
運賃・料金の基準額

(円)

			基 準 額
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	大型車	<u>150</u>
		中型車	<u>130</u>
		小型車	<u>110</u>
		コピューター車	<u>100</u>
	時間制運賃 (1 時間当たり)	大型車	<u>7,430</u>
		中型車	<u>6,270</u>
		小型車	<u>5,490</u>
		コピューター車	<u>4,900</u>
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km 当たり)	30
		時間制料金 (1 時間当たり)	<u>2,610</u>
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の 2 割増

別紙 2 (略)

別紙 1

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない
運賃・料金の基準額

(円)

			基 準 額
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	大型車	<u>140</u>
		中型車	<u>120</u>
		小型車	<u>100</u>
		コピューター車	<u>90</u>
	時間制運賃 (1 時間当たり)	大型車	<u>6,820</u>
		中型車	<u>5,760</u>
		小型車	<u>5,040</u>
		コピューター車	<u>4,490</u>
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km 当たり)	30
		時間制料金 (1 時間当たり)	<u>2,410</u>
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の 2 割増

別紙 2 (略)